平成２４年（再ロ）第２号
神戸市兵庫区湊川町９丁目14番８号
再生債務者　石原　義広
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月13日から平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第１０１３５号
東京都大田区南馬込４－８－７
再生債務者　小川　高広
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月23日から平成24年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８３号
大阪府八尾市安中町３丁目２番39－1214号
再生債務者　寺内　一博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再ロ）第３５号
神奈川県大和市下鶴間1785番地３　ドラゴンマンション中央林間弐番館101
再生債務者　柴田　薫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月12日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（再ロ）第１０１０８号
千葉県浦安市入船２－２－604
再生債務者　木内　港
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１０１０７号
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町３－21
再生債務者　榎本　靖夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月12日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１号
静岡県富士市国久保２丁目11番22号
再生債務者　藤曲直応妃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第９号
山形県長井市成田1648番地
再生債務者　石塚　良文
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成15年11月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月13日　山形地方裁判所米沢支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第２７号
京都市中京区二条通小川東入上る槌屋町607番地の43
再生債務者　北崎　浩之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年３月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記医療法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
社員総会の承認決議については甲乙ともに終了しており、兵庫県知事の認可も得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月二十二日
兵庫県明石市大久保町八木七四三番地三三
（甲）医療法人社団明石医療センター
理事長　澤井　繁明
兵庫県明石市大久保町森田一一一番地の一
（乙）医療法人仁愛会
理事長　松本　晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月二十二日
東京都千代田区麹町三丁目一〇番一号クレアーレ麹町八〇六号
クリーンコントロールマットナム合同会社
代表社員　友杉　博信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。
効力発生日は平成二十四年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ゼットとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月二十二日
愛知県津島市大坪町字折戸七番地
合同会社離雑踏
代表社員　新山　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年三月二十二日
長崎市大黒町九番二七号
合資会社篠田弁慶堂薬房
代表社員　篠田　英夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七百万円減少し金三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年三月二十二日
東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目二一番五号
有限会社エヌ・アンド・シー
代表取締役　成田　宏之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七万五千円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月九日
掲載頁　三十五頁（号外第五十三号）
平成二十四年三月二十二日
大阪市東住吉区今林四丁目１四番二〇号
株式会社アイ電子製作所
代表取締役　竹内　洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年三月二十二日
北九州市八幡西区楠橋西三丁目七番三七号
有限会社松信建設
代表取締役　松尾　信晴

基準日設定につき通知公告

当株主は、株式会社一誠堂（本店東京都渋谷区鶯谷町二番七号）について、会社法第二九七条第四項の許可（東京地方裁判所平成二十四年（ヒ）第二十二号、許可日平成二十四年三月二日）により株主総会招集の権限を有しているところ、平成二十四年四月六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十四年四月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十四年三月二十二日
東京都渋谷区猿楽町一九番一一号
株式会社一誠堂株主　伯耆　順子